

○総務省令第三十三号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第四号及び第四十九条第七項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十八条第四項、第五十一条第一項、第五十九条の六の三第二項及び第六項並びに第四百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「書面」の下に「又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書」を加え、同条第二項中「文書」を「申請の文書」に改める。

第十条の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

第十条の六に次の二項を加える。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七条の二第一項第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一 法第四十九条第七項に規定する指定船舶 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項に規定する許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項に規定する許可証の写し

二 第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4 令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする

船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時における船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

第十条の七の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「様式」を「様式等」に改め、同条中「第五十九条の六第二項」の下に「又は第五十九条の六の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

第十条の七の次に次の一条を加える。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十条の七の二 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

第十条の八の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

第十条の九の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項」を、「ときは、」の下に「当該投票を受信した」を加える。

第十条の十の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条中「第五十九条の六第十四項」の下に「又は第五十九条の六の三第九項」を加える。

第十条の十一第一項及び第十条の十五第二項中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

第十七条の二の見出しを「（指定船舶等）」に改め、同条中「第四十九条第七項に規定する」の下に「船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二

条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

第十七条の二の三中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

(別紙参照)

別記第四号様式の二を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の八を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の八の次に次の様式を加える。

(別紙参照)

別記第十三号様式の九を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の九の次に次の様式を加える。

(別紙参照)

別記第十三号様式の十から別記第十三号様式の十四までの見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

別記第十三号様式の十五中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別表第一北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に改め、同表青森県の項中「沖上平開拓地」を「沖揚平」に、「田代平開拓地」を「田代平」に改め、「十和田市 大字奥瀬字十和田(通称十和田湖畔)」を削り、「善光寺平開拓地」を「善光寺平」に、「大木平開拓地」を「大木平」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県

村上市 三面

魚沼市 下折立 宇津野の内飛地(通称銀山平)

別表第一鹿児島県の項中「上屋久町口永良部島」を「屋久島町口永良部島」に改める。

別表第二北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県

新潟市 中央区

村上市 上越市 佐渡市

別表第二静岡県の項中「下田市」を「下田市 湖西市」に改め、

「志太郡 大井川町
浜名郡 新居町」
を削り、同表愛知

県の項中「幡豆郡 一色町 吉良町 幡豆町」を削り、同表岡山県の項を次のように改める。

岡山県

岡山市 北区 中区 東区 南区

倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市

別表第二福岡県の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同表長崎県の項中「江迎町」を削り、同表宮崎県の項中「南那珂郡 南郷町」を削り、同表鹿児島県の項中「上屋久町」を「屋久島町」に改める。

別表第三北海道の項中「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項中「新潟市」を「新潟市 中央区」に改め、同表宮崎県の項中「南那珂郡 南郷町」を「日南市」に改める。

附 則

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の七の二、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成し

た選挙人名簿登録証明書交付申請書、第四号様式の二の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第十号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。